



ニッポンCSRコンソーシアム
ステークホルダー・エンゲージメント・プログラム
人権デューディリジェンスワークショップ2014

採掘産業における人権問題

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
渉外担当／土井陽子

当団体の活動内容

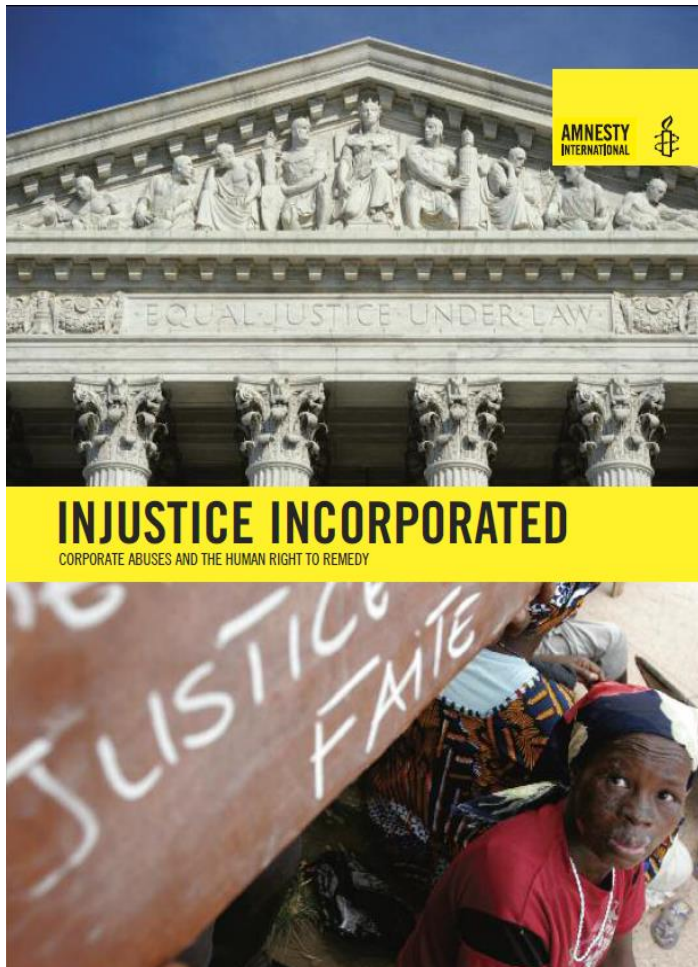
アムネスティ・インターナショナルは、すべての人びとの人権が守られる世界をめざし、活動しています。

- 世界80カ国を活動拠点として世界中の人権問題に取り組む国際人権NGO。
- 150の国と地域の300万人を超えるサポーターとともに活動。
- 1977年にノーベル平和賞を受賞。
- 人権侵害が起きている国に調査団を派遣、実態を把握。報告書等で世界に発信。
- 中立の立場から、国連や各国政府に対し、国際法を守り、人権を尊重する政策をとるよう働きかけている。

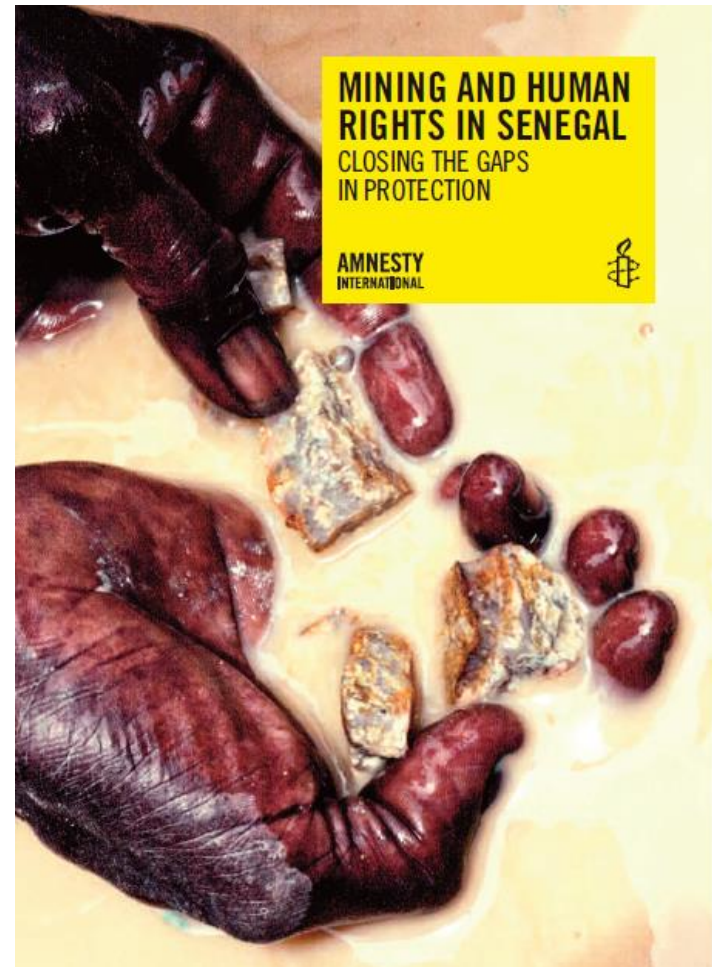




採掘産業における人権問題



<http://www.amnesty.org/fr/library/info/POL30/001/2014/en>



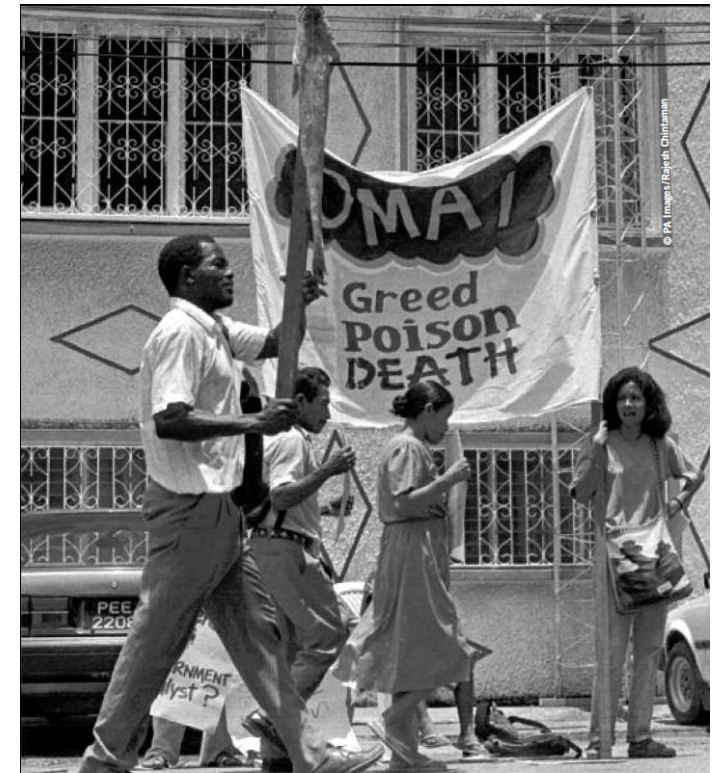
<http://www.amnesty.org/en/library/info/AFR49/002/2014/en>



化学物質の流出による 地域住民への影響①

ガイアナ共和国のOmai金鉱で起きた1995年に鉱滓ダムの決壊により、地域の河川が汚染され、地域住民に被害が出た。

- シアン化物・重金属を含む廃液による
住民への影響
 - 飲料水・食料・生活用水への影響
 - 漁業・農業・畜産への影響
- 住民への十分な補償の欠如
- 1996年より金鉱からの廃液の河川への排水が認められ、住民にさらなる被害
- 2008年に金鉱が閉鎖





化学物質の流出による 地域住民への影響①(続き)

海外投資の呼び込みによる経済発展を優先する国により、住民の生活への影響が軽視された。

- Omai金鉱を運営するOmai Gold Mine社(以下、OGML)は、カナダのCambior社(65%)と米国のGolden Star Resources社(30%)、ガイアナ政府(5%)の出資により、1991年に設立。1993年に金鉱の操業が開始。
- カナダの国際的民間金融機関のシンジケートの融資を受け、カナダ政府の対外投資支援機関や世界銀行の投資保証機関(MIGA)が支援。
- ガイアナにはそれまで採掘産業における環境法規制がなかったため、OGMLの設立にあわせてつくられた。
- OGMLを監視する役割を担うべき国にその技術や資金がなかった。
- Omai金鉱の開発はガイアナにとって最大の海外からの投資であり、天然資源を武器に海外投資を呼び込むことによる国の経済発展計画の一環。

化学物質の流出による 地域住民への影響②

パプアニューギニアのOk Tedi銅山で1984年より廃液が直接河川に排水され、鉱滓が川底に堆積して洪水が増え、汚染水が流れ出し、地域住民に被害が出ている。

- 周辺の原住民のコミュニティへの影響
 - 飲料水・食料・生活用水への影響
 - 農業への影響
- 住民への十分な補償の欠如
- 河川への排水は現在も続いている





化学物質の流出による 地域住民への影響②(続き)

海外投資の呼び込みによる経済発展を優先する国により、生態系への影響が顧みられず、住民の生活への影響が軽視された。

- Ok Tedi鉱山を運営するOk Tedi Mining社(以下、OTML)は、オーストラリアのBroken Hill Proprietary Company社(以下、BHP)とパプア政府の出資により1980年代に設立。2012年にパプア政府の完全所有に。
- パプアの経済は、天然資源の輸出で成り立っており、Ok Tedi銅山は外貨の最大の収入源で、GDPの大部分を担っている。
- 15年以上も大口株主であったBHPは、鉱山開発による環境および人的影響を認めたが、何の対応策も講じないまま株式を移譲。

地域住民の強制退去

セネガルのSabodala金鉱山で鉱滓の溜池の工事用道路を建設するため、地域住民が強制退去させられた。

- 退去に際する地域住民との合意
 - 退去前と同等の住居・農地の用意
 - 飲料水・生活水の確保
 - 栽培していた農作物の補償
- 実際には、合意のとおりではなく、十分な補償がされていない。





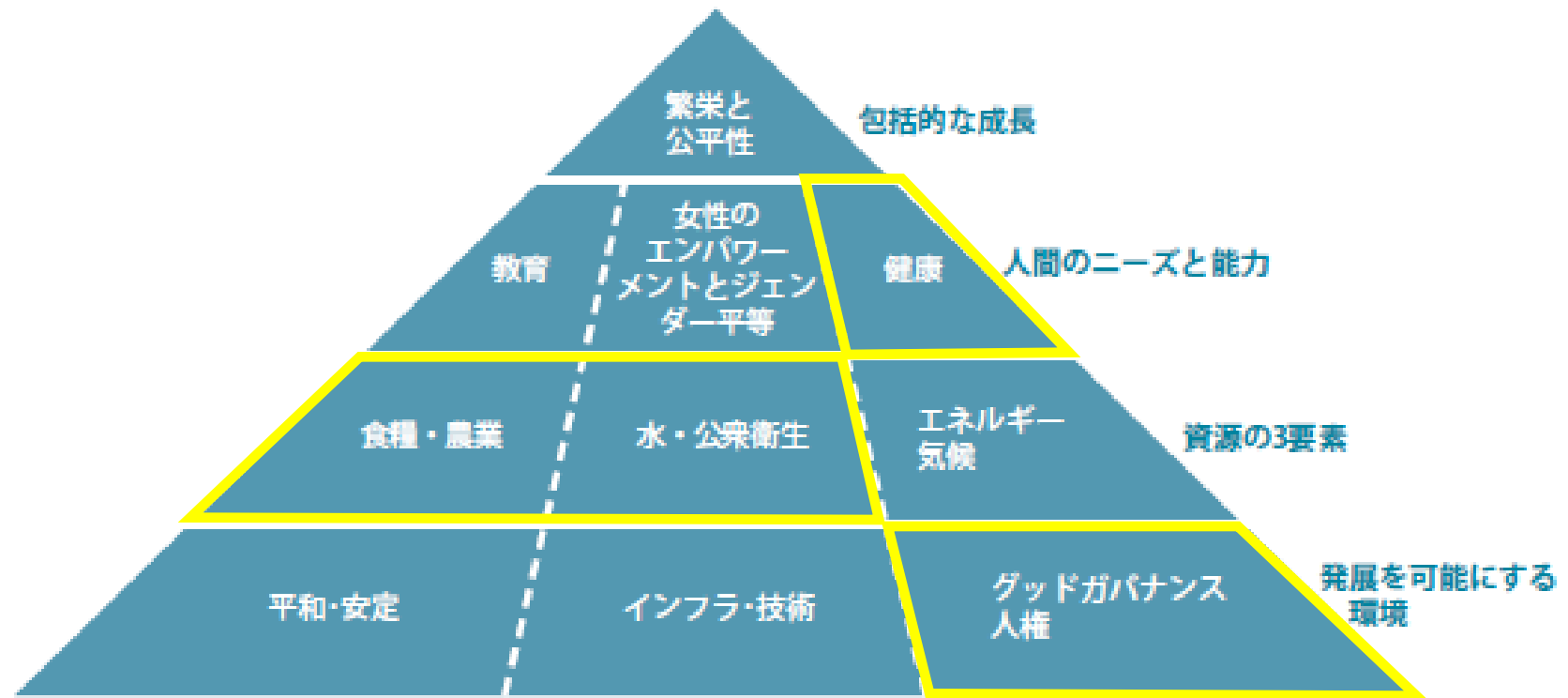
地域住民の強制退去（続き）

環境アセスメントは義務付けられていても、社会的な影響評価が不十分。住民の生活への影響が軽視された。

- Sabodala金鉱山を運営するSabodala Gold Operation社（以下、SGP）は、カナダのTeranga Gold社（90%）とセネガル政府（10%）の出資により設立。
- セネガル政府は、2003年にMining Law（採掘法）を制定し、これを機に多国籍企業の誘致を積極的に行う。最近の金価格の高騰も後押しして、セネガルの金採掘産業が急速に発展。この法律には政府が採掘企業の株式の10%を保持できることが含まれている。
- 2001年にセネガル政府により制定されたEnvironmental Code（環境基準）では、採掘のための開発プロジェクトに際しては、環境アセスメントを実施すること、そのプロセスへの国民の参加の機会をつくることを義務付け。
- 社会的な影響に対するアセスメントについては、法整備が不十分。



ポスト2015年課題領域 における採掘産業の課題



ポスト2015年課題領域における優先課題



採掘産業への期待

- 人権の影響についてのアセスメント

大規模な開発プロジェクトにおいては、環境面・社会面への影響が大きいことから、地域に及ぼす影響評価が重要。環境面だけでなく、住民の人権という観点からの影響評価が不可欠。

- アカウンタビリティの確保

地域住民に開発計画や環境面・社会面への影響について説明し、正確な情報を提供する必要がある。

- コンプライアンスを超えた取り組み

国内法の整備が脆弱な途上国と取引関係を結ぶ際には、国際基準を満たすよう努力する必要がある。

＝人権デューディリジェンスの実施への期待



ありがとうございました。